

委員一覧（25名）

委員長	景山 俊太郎	(自民)	椎名 一保	(自民)	松岡 満壽男	(民主)
理 事	柏村 武昭	(自民)	世耕 弘成	(自民)	渡辺 秀央	(民主)
理 事	岸 宏一	(自民)	野沢 太三	(自民)	鶴岡 洋	(公明)
理 事	山崎 力	(自民)	山内 俊夫	(自民)	日笠 勝之	(公明)
理 事	内藤 正光	(民主)	吉村 剛太郎	(自民)	八田 ひろ子	(共産)
理 事	広中 和歌子	(民主)	小川 敏夫	(民主)	宮本 岳志	(共産)
	狩野 安	(自民)	高嶋 良充	(民主)	又市 征治	(社民)
	片山 虎之助	(自民)	高橋 千秋	(民主)		
	久世 公堯	(自民)	谷林 正昭	(民主)		

(16. 3. 11 現在)

(1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案12件（うち本院先議3件）及び承認案件1件の合計13件であり、いずれも可決または承認した。

また、本委員会付託の請願1種類22件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

国家公務員 行政機関の職員の数については、公務員数の膨張を抑制するという基本的考え方に基づき、行政機関の職員の定員に関する法律（「総定員法」）が職員数の最高限度を規定している。国立学校の法人化等を踏まえ、国の行政機関の職員の定員の総数の最高限度を引き下げるため、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、定員削減の実施状況、行政の減量・効率化の方策、独立行政法人等の運営の在り方等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行財政 三位一体改革により、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自立度を高め、国庫補助負担金を廃止・縮減し、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的に行うことが求められている。このため、本格的な税源移譲を行うまでの措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する譲与税制度の創設等のため、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、3法律案を一括して議題とし、今後の三位一体改革の全体像の早期具体化、地方団体の意見を三位一体改革に反映する必要性、地方交付税大幅削減の根拠、課税自主権の重要性、国庫補助負担金の廃止・縮減の在り方等の質疑が行われ、討論の後、3法律案はいずれも多数をもって可決された。

また、分権型社会への改革の受け皿や、行政経費の削減を図り、少子高齢化の進展に伴

う介護費用の負担等の社会福祉を見据え、広域化を図って財政基盤を安定化する必要性等から、政府は積極的に市町村合併を推進している。特例措置をもって市町村の自主的な合併を促進するという方針の現行合併特例法が平成17年3月31日に期限切れを迎えること等のため、地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例等に関する法律案が提出された。なお、衆議院において合併後の地方公共団体が市となるべき要件を人口3万人以上とする修正が行われた。委員会においては、3法律案を一括して議題とし、市町村合併を推進する目的、合併特例区制度等創設の趣旨、総務大臣が策定する基本指針の性格及び内容、議員の定数等の在り方、道州制導入の必要性等の質疑が行われ、討論の後、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対し附帯決議が付された。

このほか、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案が可決された。

消防 近年、住宅火災による死者数は急増傾向にあり、今後の高齢化の進展とともに更なる増加が予想されている。また、ごみ固形化燃料による発熱・発火事例が多数発生し、ごみ固形化燃料発電所で火災爆発事故も発生した。さらに、地震発生後、石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、浮き屋根式タンクの全面火災も発生した。このような災害を踏まえ、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、火災発生の危険性の高い新物品に対する安全対策の在り方、大規模災害に対する防災体制の整備の必要性、住宅用火災警報器の普及方策等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

郵政・通信 近年の携帯電話の急速な普及に代表されるIT革命の進展に伴い、電波利用は大きく拡大し、現在、周波数の逼迫状況は深刻な状態にある。このような新たな電波需要に迅速に対応するための電波の再配分に伴い、既存の電波が利用できなくなる免許人に対する対策が必要となったほか、建築物の高層化の進展に伴う電波伝搬障害対策、サイバー犯罪に国際的に対処するためのサイバー犯罪に関する条約に義務づけられる違法アクセス・違法傍受に関しての刑罰及び刑事手続き等の国内法制の整備も必要となったため、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、中長期的な電波の再配分方策、給付金支給制度における費用負担の在り方、電波利用料制度見直しの必要性等の質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。このほか、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK予算）が承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月11日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について麻生総務大臣から所信を聴取し、平成16年度総務省関係予算について山口総務副大臣から、平成16年度人事院業務概況及び関係予算について中島人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の1月14日、15日の両日、大阪府、奈良県及び京都府において実施した情報通信行政に関する視察及び行財政問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、麻生総務大臣の所信及び平成16年度人事院業務概況について、三位一体改革と市町村合併による財政状況、税財源移譲後の地方公共団体への配分額、地上デジタル放送施設整備に際しての独立UHF局への支援策、三位一体改革における税財源移譲の具体的な方向性、公務員に関する各種手当、郵政民営化及び郵政改革担当大臣設置に対する総務大臣の所見等の質疑を行った。また、平成16年度地方財政計画について麻生総務大臣から概要説明を、山口総務副大臣から補足説明をそれぞれ聴取した。

3月24日、予算委員会から委嘱を受けた平成16年度内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、電気通信事業者における個人情報保護ガイドラインの改定の時期と内容、個人情報保護のための個別法制定の必要性、公益通報者保護法案がかえって公益通報を抑制する結果になる懸念、公益通報者の個人情報漏えいに関する罰則規定の適用範囲、地方公共団体による財政調整基金の株式運用、行政コストの削減方策、公務員制度改革における事前の職員団体との協議と職員への周知の必要性、所得譲与税と地方交付税の相違点、現場の県・市町村の理解を踏まえた改革の必要性、地方分権のグランドデザインを新たに描く必要性等の質疑を行った。

3月26日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年3月11日（木）（第1回）

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について麻生総務大臣から所信を聴いた。
- 平成16年度総務省関係予算に関する件について山口総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成16年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年3月16日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成16年度人事院業務概況に関する件について麻生総務大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 高橋千秋君（民主）、小川敏夫君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）、狩野安君（自民）
- 平成16年度地方財政計画に関する件について麻生総務大臣から概要説明を聴いた後、山口総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
所得譲与税法案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上3案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
所得譲与税法案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上3案について麻生総務大臣、山口総務副大臣、山下財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 高橋千秋君（民主）、高嶋良充君（民主）、柏村武昭君（自民）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成16年3月23日（火）（第4回）

- 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正す

る法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月24日（水）（第5回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について麻生総務大臣、田端総務副大臣、山口総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）、山崎力君（自民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月25日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕広中和歌子君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

○平成16年3月26日（金）（第7回）

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

所得譲与税法案（閣法第21号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第20号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第21号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第22号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第23号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成16年3月30日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、田端総務副大臣、馳文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事関根昭義君、同協会理事中山壮介君、同協会理事和崎信哉君及び同協会理事宮下宣裕君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕柏村武昭君（自民）、椎名一保君（自民）、片山虎之助君（自民）、渡辺秀央君（民主）、内藤正光君（民主）、松岡満壽男君（民主）、小川敏夫君（民主）、谷林正昭君（民主）、広中和歌子君（民主）、鶴岡洋君（公明）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

（閣承認第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月1日（木）（第9回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（閣法第122号）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月8日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（閣法第122号）について麻生総務大臣、山口総務副大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕椎名一保君（自民）、高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第122号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月13日（火）（第11回）

- 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月15日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 地方公務員法 및 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）について 麻生総務大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 山崎力君（自民）、高嶋良充君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）
(閣法第123号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民
反対会派 共産

○平成16年4月20日（火）（第13回）

- 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）について 麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月22日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）について 麻生総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人独立行政法人国立病院機構副理事長河村博江君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 松岡満壽男君（民主）、高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）
(閣法第124号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月27日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について 麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月11日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について 麻生総務大臣、田端総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 山崎力君（自民）、高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

(閣法第44号) 賛成会派 自民、公明、共産、社民
反対会派 民主

なお、附帯決議を行った。

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）（衆議院送付）
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）（衆議院送付）
市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）（衆議院送付）
以上3案について麻生総務大臣から趣旨説明を、市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員滝実君から説明を聴いた。

○平成16年5月18日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）（衆議院送付）
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）（衆議院送付）
市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）（衆議院送付）
以上3案について麻生総務大臣、山口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 久世公堯君（自民）、高嶋良充君（民主）、松岡満壽男君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、宮本岳志君（共産）、又市征治君（社民）

- （閣法第107号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民
（閣法第108号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民
（閣法第109号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成16年6月10日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月14日（月）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）（衆議院送付）に

について麻生総務大臣、山口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 高橋千秋君（民主）、日笠勝之君（公明）、八田ひろ子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第111号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成16年6月15日（火）（第20回）

- 請願第850号外21件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

- 1 道府県内又は市町村内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課稅措置を廃止する。
- 2 老年者控除を廃止する。
- 3 市町村民税の個人の均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円（年額）に統一する。

二、事業税

法律及び閣議決定等により通常の法人より資本等の金額が特に過大となっている法人等について、資本割の課稅標準の特例措置を創設する。

三、自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新车新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、税収中立を前提として行う。

四、道府県法定外普通税、市町村法定外普通税及び法定外目的税

- 1 法定外税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止する。
- 2 法定外税の納稅義務者であつて当該納稅義務者に課すべき当該法定外税の課稅標準の合計が当該法定外税の課稅標準の合計の10分の1を超えると見込まれるものがある場合において、当該法定外税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納稅義務者の意見を聴くものとする。

五、固定資産税及び都市計画税

- 1 商業地等に係る平成16年度分及び平成17年度分の固定資産税及び都市計画税については、価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村が条例で定める割合を乗じて得た額を課稅標準額とした場合の税額までその税額を減額することができる措置を講ずる。

- 2 固定資産税の制限税率を廃止する。

六、市町村たばこ税

当該年度に納付された市町村たばこ税の額が課稅定額を超える場合には、その超える部分に相当する額を、当該年度の翌年度に、市町村から都道府県に交付するものとする。

七、自動車取得税

一定の燃費基準を満たす自動車に係る課稅標準の特例措置を改め、その適用期限を平

成18年3月31日まで延長する。

八、軽油引取税

脱税に関する罪の罰則の引上げ、製造等の承認を受ける義務等に違反して製造された軽油の譲受けに関する罪の創設等軽油引取税に係る罰則を強化する。

九、狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を創設する。

十、その他の事項

- 1 標準税率によることを要しない場合に係る規定を整備する。
- 2 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。
- 3 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に基づき平成22年3月31日までに取得される一定の空港の用に供する固定資産について市町村交付金の算定標準額を最初の10年間その価格の4分の1（現行2分の1）の額とする。

十一、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成16年4月1日から施行する。

所得譲与税法案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するため、必要な事項を定める。

二、所得譲与税

所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額をもって所得譲与税とする。

三、都道府県及び市町村への譲与の割合

所得譲与税は、その2分の1に相当する額を都道府県に対して、その2分の1に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して譲与する。

四、譲与の基準

都道府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税は、国勢調査による人口でん分して譲与する。

五、譲与の時期

所得譲与税は、毎年度9月及び3月に、それぞれ当該年度に譲与すべき額の2分の1に相当する額を譲与する。

六、使途

国は、所得譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

七、施行期日

この法律は公布の日から施行し、平成16年度分の所得譲与税から適用する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成16年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成17年度及び平成18年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、平成16年度から平成18年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成16年度分の地方交付税の総額の特例

地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剩余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額16兆8,861億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還の繰延べ

平成16年度から平成18年度までの間に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べるとともに、平成17年度及び平成18年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設ける。

三、基準財政需要額の算定方法の改正

平成16年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、補正係数の見直しを行う。

四、臨時財政対策債の発行

平成16年度から平成18年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第5条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に充てるため、地方債を起こすことができるものとする。

五、税源移譲予定特例交付金の創設

平成16年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金を創設する。

六、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成16年度においても適用する。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部 を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成21年3月31日まで延長するとともに、新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、題名の改正等を行おうとするものである。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波の再配分に関する給付金制度の導入

- 1 電波の利用状況の評価結果に基づき、一定の期間に満たない期間内で既存無線局の使用する周波数について使用期限を定める場合において、当該使用期限までに必要となる周波数の指定の変更申請等をしようとする免許人等に対して、当該使用期限の早期の到来により当該免許人等に通常生ずる費用に充てるための電波利用料を財源とする給付金を支給する措置を講ずることとする。
- 2 当該使用期限に係る周波数帯を新たに使用する電波の利用者等から、一定期間、所要の電波利用料を徴収することとする。

二、無線局の登録制度の導入

- 1 一定の条件を満たす無線局の免許に係る事前規制を一部緩和し、登録とする等の措置を講ずることとする。
- 2 有効期間等の登録に関する事項及び無線局の開設制限、取消要件等の登録を受けた無線局に対する監督措置を定めるほか、電波利用料に係る規定等を整備することとする。

三、サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた国内法の整備

- 1 暗号化された無線通信を傍受して、その秘密の漏示又は窃用目的で、その内容を復元する行為及びその未遂並びにこれらに対する国外犯を処罰する措置を講ずることとする。
- 2 有線電気通信の秘密侵害罪及びその未遂罪に対する国外犯を処罰する措置を講ずることとする。

四、重要無線通信の確保に関する制度の合理化

電気通信業務用無線局に係る伝搬障害防止区域内において建築する一定の高層建築物等の建築主に対する工事制限期間を3年間から2年間に短縮することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、無線局の登録制度の新設に関する改定規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、サイバー犯罪に関する条約の締結のための罰則規定の新設に関する改正規定は同条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一、電波の再配分に係る給付金は、公正かつ合理的な方法を用いて算定するとともに、給付金支給の実施状況を明らかにする等制度の透明性を確保すること。
- 二、電波の再配分に当たっては、既存の免許人への経済的な影響等に加え、当該免許人からサービスの提供を受けている利用者への影響についても配慮すること。
- 三、無線局の登録制度導入に当たっては、異なる無線システム間に混信等が生じないよう万全を期すとともに、万一混信等が発生し事後措置等を講じる場合においても、電波利用が促進されるよう配慮すること。
- 四、電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 五、電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。
- 六、電波が国民生活に密着したものとなっていることにかんがみ、電波の人体への影響等の研究、不法電波対策及びネットワークセキュリティの確保を推進するなど安心で安全な電波利用環境の整備に努めること。
- 七、無線システムを更に活用するなど、過疎地域等における高速・超高速インターネットアクセス網の環境整備を一層進めること。また、身体障害者、高齢者等の日常生活の利便向上に資する電波利用システムの普及促進に努めること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）

【要旨】

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うとともに、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を図るほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

一、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項

- 1 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併及び当該市町村の属すべき都道府県については、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとする。
- 2 都道府県の合併は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとする。

二、議会の定例会に関する事項

普通地方公共団体の議会の定例会について、回数に係る制限を無くし、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないものとする。

三、収入役に関する事項

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長又は助役をしてその事務を兼掌させることができるものとする。

四、地域自治区に関する事項

1 地域自治区の設置

イ 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて地域自治区を設けることができるものとする。

ロ 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の長は、事務吏員をもって充てるものとする。

2 地域協議会

イ 地域自治区に地域協議会を置くものとし、地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任するものとする。

ロ 地域協議会は、市町村が処理する事務であつて地域自治区の区域に係るもの等について審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べができるものとし、市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを作成しようとする場合等においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聽かなければならないものとする。

五、財務会計制度に関する事項

1 政令で定めるところにより、一定の経費については、普通地方公共団体の長の支出命令を簡素化できるよう措置するものとする。

2 普通地方公共団体は、法律で定めるもの（電気、ガス又は水の供給を受ける契約等）のほか、政令で定める長期継続契約を締結できるものとする。

六、条例による事務処理の特例に関する事項

市町村長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備

に関する事項関係は、平成17年4月1日から施行するものとする。

【地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、分権型社会を制度的に確固たるものとすることは喫緊の課題であり、市町村合併を推進するとともに、行財政基盤を強化し、一層の効率化を進めるため、国から地方への権限及び税源の移譲を早急に実施すること。
- 二、合併を行わないとの選択をした小規模市町村に対して、合併を強制することはせず、合併を行わないことを理由として不利益な取扱いをしないこと。
- 三、自主的な合併を推進する観点から、総務大臣が合併推進の基本指針を策定するに当たっては、地方公共団体に配慮するとともに、都道府県は関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成するよう、その周知を図ること。
- 四、合併特例債の発行が当該地方公共団体のみならず国の財政に与える影響にかんがみ、発行額が膨張しないよう十分に配慮すること。
- 五、議員の定数及び在任に関する特例の適用を検討する地方公共団体に対して、行政コストや住民の意思に十分配慮するよう周知徹底すること。
- 六、地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任に当たっては、公平性、透明性及び住民の実質的参画の確保に十分配慮するよう周知すること。
- 七、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員については、原則として無報酬とするよう周知すること。

右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第108号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地域自治区の設置手続等の特例に関する事項

- 1 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができるものとする。
- 2 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）に、合併関係市町村の協議により、期間を定めて区長を置くことができるものとする。
- 3 区長は、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。
- 4 合併に係る地域自治区の区域における住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。
- 5 平成11年7月16日から平成17年3月31日までの間に行われた市町村の合併（以下「特

定合併」という。)に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて、その区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができるものとする。

二、合併特例区に関する事項

- 1 市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとする。
- 2 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。
- 3 合併特例区は、市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務等のうち、規約で定める事務を処理するものとする。
- 4 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。
- 5 合併特例区に合併特例区協議会を置くものとし、合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとする。
- 6 合併特例区協議会は、合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るもの等について審議し、合併市町村の長その他の機関等に意見を述べができるものとし、合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを作成しようとする場合等においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 7 合併特例区の区域における住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとする。
- 8 特定合併に係る合併市町村は、定款で、期間を定めて、その区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができるものとする。

三、一部事務組合等の特例に関する事項

市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が他の地方公共団体と同一の一部事務組合等を組織している場合においては、市町村の合併の日から一部事務組合等の規約が変更される日までの間に限り、一部事務組合等は、合併市町村の区域における事務について従前の例により行うものとする。

四、経過措置に関する事項

平成17年3月31日までに申請がなされた市町村の合併については、この法律は、同日後もなおその効力を有するが、平成18年3月31日までに当該申請に係る市町村の合併が行われないとときは、同日後は、効力を有しないものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。ただし、三及び四に関する規定等については、公布の日から施行

するものとする。

【附帯決議】

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）と同一内容の附帯決議が行われている。

市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法第109号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方自治法の特例等

議会の議員の定数に関する特例、一部事務組合等に関する特例、地方税に関する特例及び地方交付税の額の算定の特例等、市町村の合併に際し、所要の特例措置を講ずるものとする。

二、地域自治区の設置手続等の特例

- 1 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができるものとする。
- 2 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）に、合併関係市町村の協議により、期間を定めて区長を置くことができるものとする。
- 3 区長は、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。
- 4 合併に係る地域自治区の区域における住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。

三、合併特例区

- 1 市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとする。
- 2 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。
- 3 合併特例区は、市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務等のうち、規約で定める事務を処理するものとする。
- 4 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとする。
- 5 合併特例区に合併特例区協議会を置くものとし、合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとする。
- 6 合併特例区協議会は、合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域内に

係るもの等について審議し、合併市町村の長その他の機関等に意見を述べることができるものとし、合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを見定しようとする場合等においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとする。

- 7 合併特例区の区域における住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

四、市町村の合併の推進に関する構想等

- 1 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本指針を定めるものとする。
- 2 都道府県は、基本指針に基づき、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴き、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとし、構想においては、構想対象市町村の組合せ等を定めるものとする。
- 3 都道府県知事から、合併協議会を設けるべきことを勧告された構想対象市町村の長は、合併協議会設置協議について、議会に付議しなければならないものとし、議会が可決しない場合には、市町村の長からの請求又は有権者数の6分の1以上の者の連署をもって行われる請求を要件として住民投票を実施し、有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、議会が可決したものとみなすものとする。
- 4 合併協議会において、合併市町村の名称等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができるものとする。
- 5 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

五、施行期日等

本法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失うものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの等については、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口3万以上を有することとする修正が行われた。

【附帯決議】

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第107号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第111号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、年金制度改革関連

- 1 共済年金の給付水準について、厚生年金に準拠して定める方式を維持し、毎年度、賃金又は物価の変動率により改定を行うことを基本とし、厚生年金と同様に調整の必要があると見込まれる期間においては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の変動率等を反映する。
- 2 65歳以上の障害基礎年金の受給権者が退職共済年金又は遺族共済年金の受給権者である場合には、それぞれ退職共済年金又は遺族共済年金を障害基礎年金と併せて受給がされることとする。
- 3 65歳以上の受給権者に対する遺族共済年金の支給方法を見直し、退職共済年金を全額支給した上で、従前の退職共済年金及び遺族共済年金の受給権を有する者に対して支給され得る金額との差額を遺族共済年金として支給する。
- 4 組合員である間に支給される退職共済年金について、一律2割の支給を停止する措置を廃止する。
- 5 離婚等をした場合における掛金の標準となった給料等の額について分割されたものとみなし、年金額に反映する制度を導入する。
- 6 子が1歳に達した日後においても総務省令で定める場合にあっては、当該子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業手当金を支給するとともに、併せてその給付水準を雇用保険法による育児休業給付に準じたものとする。
- 7 育児休業をしている組合員に対する掛金の免除措置を子が3歳に達するまでに拡充する。
- 8 基礎年金拠出金に対する地方公共団体の負担割合について、所要の安定財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。

二、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化

- 1 長期給付に要する費用について、地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の収支を合計して再計算する。
- 2 地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の負担水準と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の負担水準との均衡及びこれらの長期給付の円滑な実施を図るための財政調整を行う。

三、市町村の共済組合の長期給付事業の一元的処理

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合で行っている長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成16年10月1日から施行する。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案 (閣法第122号) (先議)

【要旨】

本法律案は、事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとともに、石

油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定を整備するほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が市町村条例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする等所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消防法の一部改正に関する事項

- 1 住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする。
- 2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準は、市町村条例で定めるものとする。
- 3 火災の現場において、消防吏員等から情報の提供を求められて、情報の提供をしない者等に対する罰則を整備する。

二、石油コンビナート等災害防止法の一部改正に関する事項

1 防災管理者等

特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならないものとする。

2 特定事業者に対する措置命令等

イ 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、防災規程又は共同防災規程の変更を命ずることができるものとする。

ロ 市町村長等は、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

ハ 市町村長等は、イ又はロの命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができるものとする。

3 広域共同防災組織の設置

2以上の特別防災区域にわたる区域であつて、一定の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者は、自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるため広域共同防災組織を設置することができるものとする。

4 定期報告

特定事業者は、一定の期間ごとに、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならないものとする。

5 情報提供の要求

災害の現場においては、市町村長等は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、必要な事項について、情報の提供を求めることができるものと

する。

6 石油コンビナート等防災本部の組織

石油コンビナート等防災本部の本部長は、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるものとする。

7 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等防災本部及びその協議会は、石油コンビナート等防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

1 一の2及び二の3 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2 一の1 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、住宅用火災警報器等の設置が、住宅火災における死者発生率低減に高い効果を上げていることから、火災保険の保険料割引制度の拡充、技術開発及び適正競争の実現による消費者の負担軽減、地域防災組織との連携等を通じて、その積極的な普及に努めること。

二、ごみ固化化燃料等に起因する火災が多発している現状にからみ、火災発生の危険性が高い新物品が開発された場合には、その普及に先駆けて当該物品の危険性状を事前に十分に調査・把握するよう努め、必要な安全対策を講ずること。

三、石油コンビナート等特別防災区域の事業者に対する防災業務の改善措置命令の発動に当たっては、市町村長等が不適正な状態の実質的な改善に向けて積極的に対応できるよう、運用基準の整備等に努めること。

四、石油コンビナート防災本部等の作成する防災計画及び事業者が定める防災規程について、その整備・明確化等を図るため、防災リスク評価の実施を推進すること。

五、大容量泡放射砲の導入等、事業者又はその共同の防災組織について、消防力の増強を円滑に図ることができるよう、適切な措置を行うこと。

右決議する。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第123号）（先議）

【要旨】

本法律案は、地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公務員法の一部改正に関する事項

1 人事機関に関する事項

- イ 人事委員会及び公平委員会の事務として、人事管理に関する職員の苦情を処理することその他の事務を追加する。
- ロ 公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができるものとする。
- ハ 人事委員会又は公平委員会の委員は、当該地方公共団体の執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を兼ねることができるものとする。
- ニ 人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができるものとする。

2 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する事項

- イ 任命権者は、職員（臨時に任用される職員等一定の職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において条例で定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとする。
- ロ 任命権者は、職員（臨時に任用される職員等一定の職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日から最長5年をさかのぼった日からの定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとする。

3 研修に関する基本的な方針に関する事項

地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事行政の運営等の状況の公表に関する事項

地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、毎年、任命権者による人事行政の運営の状況の報告を取りまとめ、その概要を公表し、及び人事委員会又は公平委員

会による業務の状況の報告を公表しなければならないものとする。

二、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に関する事項

1 職員の任期を定めた採用に関する事項

任命権者は、職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等、一定の場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができるものとする。

2 短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する事項

任命権者は、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、又は繁忙時における提供体制を充実する等の場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき等、一定の場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとする。

3 任期に関する事項

1又は2により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、3年（特に必要がある場合として条例で定める場合にあっては、5年。）を超えない範囲内で任命権者が定めるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

イ 一の1のハ及びニ 公布の日

ロ 一の1のイ、3及び4 平成17年4月1日

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第124号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律に規定する定員の総数の最高限度を、33万1,984人としようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配意し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。

- 一、引き下げられた職員数の最高限度の下で、今日の複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、行政需要の変化やＩＴ・電子政府の進展等に応じた政府部内全体の定員配置の適正化に万全を期すること。
- 二、厳しい財政状況の下、一層の行政組織及び定員の減量・効率化を推進するに当たっても、社会情勢の変化による新たな行政需要に対応し、行政サービスの低下等を来さないようにするため、真に必要な部門には適切に組織及び定員を措置すること。
- 三、定員配置の適正化を推進するに当たっては、本人の意に反する免職を行わないよう努

めるなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護についても十分に配慮すること。また、行政需要の変化やＩＴ・電子政府の進展等に職員が的確に対応できるよう、研修、訓練等を適切に実施すること。

四、行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することが本法の目的であることにかんがみ、役職員が公務員の身分を有する独立行政法人及び日本郵政公社について役職員の数の抑制に努めるとともに、効率的運営の検証を行うこと。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成16年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの收支予算等によれば、一般勘定の事業収入は6,785億円、事業支出は6,713億円であり、事業收支差金は71億円である。この事業收支差金は、全額を債務償還のために使用することとしている。

また、事業計画においては、公正で迅速な報道や番組のさらなる質の向上、デジタル放送の普及への取組、放送を通じた国際交流と相互理解の促進への貢献、地域放送の充実、新しい放送技術開発等への積極的取組、業務全般にわたる改革の一層の推進、効率的で透明性の高い業務運営の徹底、受信契約の増加と受信料の確実な収納等に重点を置いている。

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。

- 一、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
- 二、協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担公平の観点から、契約の確実な締結と収納の確保に万全を期すとともに、未契約世帯等の解消に向けて努力すること。
- 三、協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めるとともに、子会社等の業務範囲等について、適正性、透明性を確保すること。また、情報公開に積極的に取り組むなど、視聴者に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保すること。
- 四、協会は、適正なコンテンツ流通市場の育成のため、国民の財産である放送番組等コンテンツの利活用を図ること。なお、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図ること。
- 五、地上デジタル放送については、視聴者への周知を一層強化するとともに、デジタル化のメリットを視聴者が十分に享受できるよう努めること。特にアナログ周波数の変更対

策については、視聴者、関係者等の理解と協力の下に実施すること。

六、障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。

七、我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、流動化する国際情勢にかんがみ、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。

八、協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

九、放送と通信の融合時代における、公共放送の役割の重要性を深く認識し国民生活に不可欠な情報環境の向上に資するよう一層努力すること。

右決議する。

(4) 委員会決議

—— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、真の地方分権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、歳出面においては、国の関与の廃止・縮減を図るとともに、歳入面においては税源移譲による地方税中心の歳入体系を構築することにより、地方公共団体の自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充すること。

また、今後の「三位一体改革」の方針策定に当たっては、地方公共団体の財政運営に著しい支障を与えることのないよう、早期策定に努めるとともに、地方の意見を踏まえ、地域の実情を十分反映したものとすること。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、このことが税源移譲に直結するものであり、真の「三位一体改革」の実現を左右する重要課題でもあることから、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性の拡大に結びつくよう積極的に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で改革を進め、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小し、地方税源の充実確保を図るとともに、課税自主権を尊重すること。

四、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能の基本を堅持し、「三位一体改革」後の地方公共団体間の財政力格差についても万全の措置を講ずること。

右決議する。